

関東ネット通信

2024年9月30日発行

欠陥住宅全国ネット第55回京都大会報告

2024年6月15日(土)、16日(日)に、欠陥住宅全国ネット第55回京都大会が開催されました。

立命館大学朱雀キャンパスの大講堂に100名を超える会員等が参加して、欠陥住宅に関する課題等を確認し、また、判決・和解事例等の報告等がありました。関東ネットからは、約10名の参加でした。

今大会のメインテーマは、①境有紀京都大学防災研究所教授から「能登半島地震における建物被害とその原因そして、防災システムの現状と対策」と題する特別報告、②最高裁判決が示した「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」再考と題して、松本克美立命館大学大学院法務研究科特任教授の基調講演、弁護士からの事例報告とパネルディスカッション、③結露問題に関する入門講座の3つでした。

このうち、③結露問題については、結露は物理的現象であり、表面結露と内部結露があること、内部結露の発生原因など確実に押さえておくべき基礎的なことの説明がありました。

②「安全性瑕疵」については、どのような瑕疵が「安全性瑕疵」にあたるといえるのか、製造物責任法(PL法)が成立する前のテレビ発火事件の裁判例が、欠陥(通常有すべき安全性を欠くこと)があれば過失が推定されるとして不法行為責任(民法709条)を認めた趣旨などから、「安全性瑕疵」がある場合には、施工者等の過失(注意義務違反)が推定されると考えるべきことなどが議論されました。

①地震に関する報告では、建物被害は震度が大きい場合に発生してしまうのではなく、周期1～2秒の地震動の場合に、建物被害が大きくなってしまふ、という報告が衝撃的でした。理由は、震度は、人体感覚——人がどれだけ強い揺れと思うか——を重視して決められてきたからでした。人は、周期0.25秒(1秒間に4往復する揺れ。極短周期地震動)の揺れを強いと感じますが、この周期の地震では建物は被害を受けず、建物は、周期1～2秒の場合に倒壊等の被害を多く受けてしまうとのことでした。

2001年芸予地震から2024年能登地方の地震まで、震度6弱以上の20の地震について、即時公開される地震計の波形データと、観測点周辺の建物全数調査の結果から、上記のことがわかってきたとのことでした。そして、周期1～2秒の地震動(キラパルス)の発生確率は8%くらいということでした。これからは、震度だけではなく、周期についても注意していく必要があると思いました。



また、周期3秒（3秒間に1往復）は、「やや長周期地震動」で、このあたりの周期から、超高層建築物が大きく揺れるとのことでした。もっとも、この周期の場合、低層建物も、既存不適格建物も、ほとんど被害を受けていないということでした。

今大会のアピールは、「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」についてと、区分所有法制の見直しに関する要綱に反対して、共用部分の欠陥を100%補修できる内容での区分所有法改正を求めるものと、2つが採択されました。

1日目終了後の懇親会は、日本最古のエレベーターがある、1926年（大正15年）建築の「東華菜館」で行われました。スパニッシュ・バロック様式の鉄筋コンクリート造（地上5階、地下1階）、エレベーターの内扉は蛇腹、お店の人がエレベーター内のハンドルを操作して、昇降していました。

また、同店の店長から、室内の装飾や天井・梁に描かれた模様について、イスラム風のアラベスク、ギリシャ風、オリエンタル風などが融合していることなどの説明があり、楽しい懇親会となりました。その後、雨の京都の中、二次会等へと消えていき、最後は天下一品で締めたとような記憶です。なお、お土産は阿闍梨餅にしました。

（弁護士 谷 合 周 三）

2024年度欠陥住宅110番報告

欠陥住宅全国ネット主催による「欠陥住宅110番」を、2024年度も2024年7月6日（土）の10時から16時まで実施しました。今回はNHKの取材が入るとのことので9時30分から会場の設営を行いました。経過として、事前に消費生活センターやNHKのウェブサイトにおける告知がありましたので、13時までに相談件数は6件と順調な滑り出しでした。NHKでの放送は、緊急速報が入り12時からのニュースでは見送られたものの13時のニュースで取り上げられ、またテレビだけではなくラジオでも紹介されたこともあって、13時から16時までの入電は17件と昨年の倍以上に大きく伸びました。やはりNHKの全国放送による効果は大きいと感じました。

相談内容として、雨漏りや結露、詐欺的な屋根工事の営業など幅広いものでしたが、変わったものとしては2022年3月に施行された改正大気汚染防止法に基づく対象工事における石綿含有建材の事前報告に関するもので、この報告義務は一般消費者にほぼ周知されておらず、トラブルの原因になることが懸念されるため、広く注意喚起されるべきといった意見がありました。また、定例相談会につながる可能性がある相談もいくつかあり、無事に電話相談を終えることができました。

ただ、ナビダイヤル回線の手数料高騰が今後の課題



として残りました。多くの方々に安心して相談していただける環境づくりは引き続き検討するとして、これからも「欠陥住宅110番」を実施する意義を大切にしたいと思いました。

(建築士 下村 旭)

プレカット工場見学報告

1 弁護士の視点から

欠陥住宅関東ネットの研修企画として、2024年5月14日、千葉県山武市所在の株式会社シー・エス・ランバー山武工場の見学を実施しました。柴和彦建築士のご尽力により、お知り合いの工場を紹介していただき、実現した企画です。大雨の予報により、企画が先延ばしになり、調整の末の見学でした。

(1) プレカット工場

プレカット工法とは、木造住宅の建築において、すでに切断や端面加工済みの材料を現場に持ち込み、現場では材木加工をほとんど行わずに、速やかに組立てのみを行う工法で、納期を短くできることが特徴です。大工の腕の見せ所とされていた、カンナやノミを使って継手・仕口を作る作業がなくなり、現場での作業が大幅に省略されます。現場での材料の端材・ごみもほとんど出ず、棟上げまでの時間も短縮されます。

このような工法のための材木を加工する工場がプレカット工場です。

当日は、まず会議室で、どのような工程があるのかの説明を受け、その後工場での加工の様子を見せていただきました。

(2) 会議室での説明

同工場では、1日に18軒程度の木造住宅の材料の加工が可能で、ほぼ、全力で稼働中だそうです。本来は、どのような材木加工をすべきなのかは、設計図に指定されているべきところ、実際にはそうではないケースも多いとのこと。平面図だけが施工業者から渡され、各木材の加工についてはプレカット図として工場側が考え、作成することもあるとのこと。

このような場合、施工業者が具体的な接合や材木の加工について、把握すらしていないケースもありうるということになります。

今後も工場能力の向上を図り、完全無人化が可能な工作機械を導入することで、深夜の無人操業を検討しているとのことでした。

(3) 工場へ

まず、工場は、元々金属加工の工場の建物を流用したもので、天井が高く極めて広大でした。天井まで届きそうな棚の各場所に、材質・寸法の異なる各部材が貯蔵されており、自動配送ロボットでつまみ取られ、1ロット分が組み合わせられ、まとめられていきます。

1ロットが組み合わせられると、フォークリフトで隣の棟に運ばれ、いよいよ材木の加工が行われます。主には、ほぞの穴開け加工や、端部の接合部形状加工、斜めの小屋組まで加工はなされます。

すべての部材は大きな加工機械のある工場にベルトコンベアで流されていき、ほぞの穴開け加工の専門機械や、端部削り出しの専門機械などに自動的に供給され、加工がなされていきます。

すべての材木には、1本ずつ、どの現場のどの階のどの柱であるかが吹きつけされ、印刷されます。そのみならず、接合部ごとにそれを特定する記号が印刷されていて、現場では接合部の印刷指示どおりに組み合わせることで、混乱がないように工夫されていました。

もちろん、金具による固定も考慮されており、固定用の穴や金具が装着されるための加工も、すべて完了した状態で加工が終了します。

圧倒的な精度と加工速度で材料加工が完成していき、これは、熟練大工の仕事を完全に奪ってしまったのだと驚きました。現場では、搬入されたこれらの部材を組み合わせるだけで、材木への加工はしないのですから、棟上げまでの時間は格段に早くなります。

さらには、1ロットを組み合わせる際に、上のほうから材木を取っていけば組み合わせられるように、梱包への配慮まで行っているとのことでした。狭い現場では、1ロットの梱包を下ろした後、下のほうから材木を取る



ために動かすことが困難なこともあり、人間が考えて、梱包順が合理的になるように配置しているとのことでした。

なお、加工とは関係ありませんが、多数の外国人研修生が工場に働いており、この工場ではベトナムの方が多くいました。壁にスローガンが書かれているのですが、それがベトナム語となっていて、働いている方もベトナムの方ばかりで、一瞬どこの国に来ているか混乱するようでした。

皆さん、とても礼儀正しく、職場も整理整頓されていて、現場の士気は低くないようです。ベトナムでも軸組工法で家を建てているのかわかりませんが、このような工場に働いた経験が自国に帰って、役に立つとよいと思いました。

(4) 見学で得たこと

プレカット工法で建てられる現場がほとんどとなる中で、プレカット部材がどう作られるかを知ったことは有益でした。

私が受任している現在係争中の案件でも、建築請負契約の解除案件で、部材を用意してしまったとして損害賠償額が争われているものがあり、実際に部材がプレカットされたのかどうか証拠上明らかでなく争っている事例があって、反論の糸口を得ることができました。

また、何より、施工業者が十分な知識も能力も有しておらず、設計を実質的にプレカット工場に丸投げしているという危険があるのではないかと感じました。

経験のない意匠専門の建築士が下手な設計をするより、むしろ構造上は安全になるのかもしれませんが、しかし、設計の責任が誰に属するのかわからないことになりかねないことです。

また、プレカット工場によるプレカット図作成は、あくまでも加工のためのものであり、構造上十分な性能を有することを検討するためのものではありません。プレカット工場において作成されたプレカット図による構造が、建築基準法諸規定のすべてを満たすことが保証されるわけではもちろんないのです。

今まで、施工業者に質問しても、求釈明しても何とも要領を得ないことがありましたが、もしかしたら、施工業者においても何が起きているのかわからない場合もあるのかもしれないと思いました。

(弁護士 澤藤大河)

2 建築士の視点から

2024年5月14日(火)にプレカット工場である株式会社シー・エス・ランバー山武工場へ関東ネットのメンバーで見学に行きました。当初の予定では2024年2月6日(火)だったのですが、稀にみる大雪に見舞われ首都圏の交通は大混乱、やむなく延期となり、上記日程での決行で自家用車数台に分乗し、現地合流となりました。

到着早々、工場の敷地内には出荷を待つ材料の山がいくつも積まれており、期待が膨らみました。まず事務所に案内され、そこで工場長と担当者から工場の概要が説明され、われわれからのいくつかの質問に答えていただきました。

冒頭で気になった材料の山積みは当日出荷分だと聞かされ、驚きました。トラックへ積み際には、現場の状況にあわせて、仮置きできる現場の場合は下方の部材から荷積みをし、都内の狭小地等で荷台から直に建て方を行う場合は、土台が一番上になるように、積み込む際に個別に判断して積み方を変えるそうです。

その後、工場の製造ラインの見学に移動しました。最初は搬入された木材の山、見上げるほどの膨大な量です。材種、部材寸法、部材長さごとに整理され積み上げられていました。

次に案内されたのが、部材を選別するマシンで、部材ごとにストックされた巨大なラックから自在に移動する装置で特定の木材を吸引して、選別し、次の工程へ引き渡す作業を行っていました。木材に傷を付けないようにするために吸引して運ぶのだそうです。

別棟の木材を加工する場所へ案内されました。柱と梁（横架材）は加工工程が異なり、別のラインで加工されていました。

柱のラインは1棟あたりの部材の長さはほぼ均一で、柱頭と柱脚の仕口の加工があるだけなので比較的シンプルでした。一方、梁のラインはとても複雑で多種多様な工作機械が並んでいました。部屋の空間を構成する部材なので、スパン（構造支点間距離）や部材寸法（主に梁せい）がまちまちで取り合う部材も1本1本すべて異なります。部材両端の仕口加工や取り合う部材を受けるための仕口加工、長い部材では継手加工も加わります。加工が施された部材は表面に部材寸法や位置（2階、い、一のように）がプリントされて完成です。

工場内には作業する人は疎らで要所に配置されている感じでした。木っ端が微塵もない、マスクも不要なくらい清潔できれいな工場内部でした。集塵機にまとめられ、ダクトでサイロのような場所に送られ、トラックで搬出されていきます。それもほとんどすべてがリサイクルに回され、無駄は発生しないそうです。

最後に金物工法の仕口加工を行う工程を見学しました。ここは金物工法や特殊な仕口を加工するところで、数人の職人が手作業で行っていました。やはり、特殊なところは人の手によるのだなと思いました。

とてもきれいで整理整頓された工場を見学させていただきましたが、さらなる効率化をめざし完全自動化を検討中だとお聞きし、離職された方はどうなるのだろうと、疑問に思いながらも質問できませんでした。

（建築士 白須正広）

関東ネット2024年度人事

2024年度関東ネット総会において、役員の選任について、以下のとおり提案があり、承認可決されました。

代 表	弁護士	鈴木ゆりか（新）				
副 代 表	建築士	柴 和彦（新）				
事 務 局 長	弁護士	君塚大樹（新）				
事務局次長	弁護士	高木秀治（新）	弁護士	澤藤大河（新）	弁護士	谷合周三
	建築士	塩田純一	地盤品質判定士	立花秀夫		
運 営 委 員	弁護士	志水美美代（新）	建築士	成澤 満（新）	建築士	白須正広（新）

	建設設備士	海野法雄(新)	消費者	小原恭子	建築士	青木照和
	弁護士	城田孝子	弁護士	河合敏男		
会 計	弁護士	谷合周三(補助者	成瀬 修)			
会 計 監 査	弁護士	荒田曜子(新)				
顧 問	建築士	藤島茂夫(新)	弁護士	田中峯子		
全国ネット幹事						
	弁護士	鈴木ゆりか	建築士	柴 和彦	弁護士	君塚大樹
	弁護士	高木秀治	建築士	塩田純一	弁護士	谷合周三
	弁護士	澤藤大河	建築士	塩田純一	弁護士	志水英美代
	弁護士	河合敏男	地盤品質判定士	立花秀夫		

新役員ごあいさつ

1 代表——鈴木ゆりか弁護士

このたび、欠陥住宅関東ネットの代表に就任いたしました弁護士の鈴木ゆりかです。(司法修習期)53期で弁護士経験は今年で24年になります。

私は、当会以外でも東京弁護士会の住宅紛争処理審査会の審査委員や住宅専門家相談の相談員など建築問題に携わっておりますところ、10年以上前に住宅専門家相談でごいっしょした当会の創立メンバーの一人である伊藤學先生に当会への参加をお声がけいただき、現在に至っております。

私が弁護士になった2000年の頃とは異なり、今はインターネット上でも弁護士の広告が溢れ、また、無料相談などを行う法律事務所の広告なども数多くありますので、個人の方にとっても弁護士への相談や依頼というのは従前とは比べものにならないくらい手軽になってきているのだらうと思います。もっとも、相談ないし依頼をした弁護士の資質がどうなのかという点もさることながら、建築問題に関する相談においては、建築に関する専門的な知見に基づく判断が不可欠です。この点、欠陥住宅ネットでは弁護士自身が一定程度の建築に関する知見を有したうえで、さらに深い内容について建築士の先生方の助言・バックアップをいただけるという、建築問題の対応としては万全な体制が用意されているといえると思います。

とりわけ、住宅というのは個人の方にとっては一生の中で一番高額な買い物であること、また、それは生活の本拠としてご自身やご家族の心身の健康や安心感に大きく影響する財産であることから、かような住宅にまつわる問題を的確に解決していくことの重要性は今後も決して小さくなることはないだらうと思われまふ。当会がかような社会における重要な役目をしっかりと果たしていけますよう、引き続き精進したく存じますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

2 副代表——柴和彦建築士

会員の皆様、2024年度から欠陥住宅関東ネットの副代表を拝命しました建築士の柴です。

私は、伊藤學先生のもとで設計・監理の助手や、學先生が当時から積極的に活動されていた欠陥住宅の調査報告書の校正等をしていたことから、先生に誘われて40年ほど前に澤田和也弁護士と伊藤學先生が主宰していた「欠陥住宅を正す会」に入会し、相談や調査、報告書作成等の活動を行ってまいりました。

この会が当時の欠陥住宅全国ネット(現:欠陥住宅被害全国連絡協議会)に団体加入していた状況もあり、個人での関東ネット参加意識が薄く積極的な活動は行っていませんでした。その後、両会の紆余曲折もあり、2001年に横浜で開催された全国大会で欠陥住宅関東ネット設立に参加し、個人として関東ネットで活動することになり、現在に至ります。

その間には、秋田県の第三セクターが秋田杉を用いた住宅団地を千葉県山武市に建設し、販売して多数の欠陥住宅を生み出した「秋住問題」、解決に約10年間に要した住宅都市整備公団（現：独立行政法人都市再生機構）が多摩地域に分譲した集合住宅団地（共同住宅）での欠陥問題、埼玉県の共済住宅（戸建て住宅）での数年間にわたる数百棟を超えた耐震問題の第三者委員会への参加等があります。

欠陥住宅は、時代により姿を変え、次々と新しく生み出される社会現象と思わざるを得ません。関東ネットは、設立趣旨である「欠陥住宅被害の救済や予防」を实践すべく弁護士・建築士・研究者・市民によって設立された会であり、被害者に寄り添い、研鑽を重ね続けることこそ重要であると考えます。

会員の皆様、ご協力をお願いします。

3 事務局長——君塚大樹弁護士

このたび、事務局長を拝命いたしました、弁護士（67期）の君塚大樹です。

私は、河合敏男弁護士のお誘いで関東ネットに参加するようになってこの数年、全国大会のマイク回しや司会等の裏方にたまに従事させていただくものの、私の活動のメインは懇親会への参加となっております。欠陥住宅関連の実務に通暁しているとはとてもいえない若輩者であります。

一方、皆様ご存じのとおり、これまでの関東ネット事務局長といえば、消費者事件の大家の先生方が歴任されてきたところで、「これは、はたして私のような者に務まるのか」と考えておりました。このような中、わからないときは条文に立ち返って考えるのが実務家のお約束ということで、関東ネットの規約を眺めると、「事務局長は、会員の名簿の作成、会員間の連絡、情報交換を担当し、本会の日常活動を遂行する」（7条4項）とあるのを見つけ、なるほど「先生方が定例相談等の活動に参加しやすい環境をおつくりしたり、全国ネットや他地域ネットとの連携を円滑にする等の対応によって、間接的に、欠陥住宅被害者の方をサポートする」あたりに事務局長の要諦があるのかな、という理解に至り、それであれば、皆様のお助けをお借りすれば、この微力を尽くして何とかなるかどうか（?）、との結論に至っています。

最後に、事務局長の業務は皆様のお力をお借りしてようやく行うことのできるもので、あまり長期の任期とするには適さないという点や、通常業務の内容についての会内共有促進および透明化が必要だろうという点から、事務局長の任期については、毎年の総会から1～2年の輪番制的なものが妥当かなと最近考えています。そこで、最近では、110番等の行事ごとに、行事で使用するデータファイルを整理して必要な事務の時系列を整理する等、今後の事務局長になる方が私のように未経験の方でもそこまで負担なく業務に入れるような工夫を進めています。

うまくまとまりませんが、今後も裏方業務を通じて欠陥住宅被害者の方々のためになる活動をしてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

4 会計監査——荒田曜子弁護士

このたび、欠陥住宅関東ネットの会計監査となりました弁護士（63期）の荒田曜子と申します。

消費者事件を多く受けていること、また仕事とは関係がありませんが、古い建築物に興味があったこと等から、欠陥住宅問題にも機会があったらかわりたいと思っておりまして、2019年秋より参加させていただきました。

ただ、参加後しばらくしてコロナ禍が始まり、通常の相談会がなくなったため、しばらく関東ネットの活動から遠ざかっておりましたが、相談会が復活し、また参加させていただくようになりました。このような中断もあり、まだまだ勉強中という状況ですが、少しでも被害救済にかかわることができ、また関東ネットに貢献できるよう努めていきたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

会員紹介

●宮村 頼光 氏 (弁護士)

このたび、欠陥住宅関東ネットに入会させていただきました弁護士(70期)の宮村頼光と申します。

私は、幼少期に父の仕事の都合でインドやUAEに住んでいた経験から、元々、環境問題や人権問題に興味があり、弁護士になってからも、細々と興味のある分野の活動を行ってきました。

そのような中、鳶工事を専門とする3次請けの建設会社を営んでいる小学校時代の同級生から法律相談を受けたことをきっかけに、建設業界に関与するようになり、業界について知っていくうちに、建設業界の多重下請構造問題に関心を寄せるようになりました。

当初は、下請会社の目線から、この多重下請構造問題をとらえており、この問題による不利益を最も多く受けるのは、下請会社やその従業員であると考えていました。具体的には、中抜きが多く発生することで適正な報酬をもらえなくなったり、工事範囲や工期すら曖昧なまま無理な工事を強いられるといった不利益です。

ところが、最近になって、消費者から建築瑕疵に関する相談をお受けするようになり、同じ問題が、責任の所在が不明確で杜撰な工事を誘発し、結果として欠陥住宅の被害を生じさせる一因にもなっていると考えるに至りました。

そこで、本格的にこの問題の解消に取り組んでいこうと思い、欠陥住宅関東ネットに入会の申込みをさせていただきました。

まずは専門用語の勉強から始めているところですが、微力ながら、欠陥住宅被害の予防に貢献したいと考えております。

何卒よろしくお願いいたします。



●只野 靖 氏 (弁護士)

はじめまして、弁護士(54期)の只野です。

八ッ場ダム訴訟で谷合周三弁護士と知り合い、また、昨今、欠陥住宅事件の比率が高くなってきたこともあり、関東ネットに参加させていただけることになりました。

弁護士登録後、幅広く一般民事事件に取り組む傍ら、ダムや水害などの河川の問題と、原発訴訟の2つを続けてきました。これらの裁判では、さまざまな科学・技術の勉強をせざるを得ませんが、最近、これらの経験が、特に欠陥建築事件に役立っていると感じています。

たとえば、原発訴訟で取り組んでいる地震・地震動の問題は、地盤や基礎の安全性・構造強度の問題と、河川の問題で扱った水の流れ(水文)の知識は、隣地の工事による地下水の流れの変化によって宅地地盤が崩壊した事件や、土砂崩れのメカニズムの解明に、多いに役立っています。

無駄な経験など1つも無いのだということを、日々実感しているこの頃です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。



●佐々木 公 洋 氏 (弁護士)

欠陥住宅関東ネットに入会いたしました、弁護士(66期)の佐々木公洋と申します。

「雨漏りは瑕疵ではない」。これは、関東ネットの前事務局長である澤藤大河弁護士が講師を務められた建築紛争の講義における、欠陥現象と欠陥原因についての説明の一節なのですが、私は当時建築瑕疵に関する訴訟案件を受任していたにもかかわらず、その程度の基礎的な理解すら欠けていたことに強烈な恥ずかしさを覚えました。自身の無知を悔いていたところ、澤藤弁護士から快く関東ネットをご紹介いただき、入会させていただくこととなりました。

関東ネットは、建築紛争に精通する弁護士はもちろん、建築士の先生方も参加されていることが大きな魅力であり、強みであると感じています。

小学生の頃に建築士を扱うドラマを見て建築士に興味をもったこともありましたが、地元の親しい同級生が建築士であることから、元から建築の世界に漠然とした興味や親しみをもっていました。全く異なる分野である法律家の立場から、建築の分野に携われることは、責任を感じるとともに楽しみであるとも感じています。

弁護士に相談される方は、皆様ストレスや不安を抱えているものですが、ご自身の住まいのこととなれば、それはなおのことと思います。

生活の基盤となる住宅にまつわる不安を取り除く一助となれるよう、一生懸命取り組みたいと思いますので、関東ネットの先輩方におかれましては、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

欠陥住宅全国ネット第56回金沢大会のご案内

欠陥住宅全国ネット第56回金沢大会が、2024年11月16日(土)・17日(日)、金沢弁護士会会館で開催されます。

内容は、恒例の判決・和解報告に加え、能登半島地震についての講演、2024年8月18日に能登半島の被災地各地で行われた全国ネット有志による現地視察報告会、および耐震補修関連の発表等、盛りだくさんの内容が予定されていますので、皆様奮ってご参加ください。



(関東ネット事務局)

東京都千代田区麹町4-5 KSビル2階

谷合周三法律事務所内 〒102-0083

TEL 03-3512-3443 FAX 03-3512-3444

発行：欠陥住宅関東ネット編集委員会

発行責任者：鈴木ゆりか(代表)

編集責任者：君塚大樹(事務局長)